

ファナック役員社員行動規範

ファナック株式会社

制定 2015年12月22日

改正 2019年7月29日

ファナックの役員社員は、創業以来の基本理念である「厳密と透明」をもって以下を実践する。

- ① 高い倫理意識の保持
- ② 法令および社内規則の遵守
- ③ 人権の尊重
- ④ 社益の実現

やってはならない行為として、特に注意を要する事項

1. 性別、年齢、国籍、民族、人種、出身地、宗教、信条、障がいの有無、性的指向、性自認等に基づく差別をすること。
2. 自分や特定の個人・組織のために会社と取引するなど、会社と利害が対立したり、そのように見える行為を行うこと。
3. 不当な取引、不公正な取引等の独占禁止法に違反する行為を行うこと。
4. 公務員またはこれに準ずる者に対し、その職務に関し金銭、贈物、接待その他の経済的利益を供与すること。
5. 会社や他人の知的財産、個人情報等を不正に取得、使用、開示すること。
6. 会社や取引先等の重要事実に基づきインサイダー取引を行うこと。
7. 強制労働またはそのように見える行為を行うこと。
8. 環境を顧みない技術の開発と普及を行うこと。
9. 顧客・取引先等に事実と異なる情報や誤解を与える情報を提供すること。
10. 反社会的勢力の不当な要求に応じたり、反社会的勢力及びこれと関係のある会社・個人と取引を行うこと。

※ ファナックは、原則として子会社、孫会社を含む全てのファナックグループ役員社員がファナック株式会社に通報できる内部通報窓口を設置する。

※ 本行動規範は、ファナック株式会社およびその子会社、孫会社の全役員社員(契約社員を含む)に共通の規範である。

以上